

平成 16 年 7 月 22 日
長野県協同電算

住友電工殿の寄書(SMS-14-SEI-01)への反論

住友電工殿の寄書(SMS-14-SEI-01)は以下の理由により容認できない。

- 1) 局側 VDSL 相当サービスで PBO を外す合意はなされている。
- 2) 局側 VDSL 相当サービスの PSD を -49.5dBm/Hz にする合意はなされている。
- 3) 屋内線は NTT 回線ではない。

弊社は、上り拡張システムの暫定収容を容認する場面で、以上のことを何度も確認した。もしも住友電工殿の寄書により、局側 VDSL 相当サービスでの PBO 実装を強制され、また PSD を -56.5dBm/Hz に強制されるのであれば、上り拡張システムの暫定収容に関する合意は無効であると考えます。

以上。